

がん入院特約 目次

1. 総則

- 第1条 特約の締結
第2条 特約の責任開始期
第3条 特約の保険期間および保険料払込期間

2. がん入院給付金の支払い・特約保険料の払込免除

- 第4条 がん入院給付金の支払い
第5条 特約保険料の払込免除

3. 告知義務・告知義務違反による解除

- 第6条 告知義務
第7条 告知義務違反による解除
第8条 告知義務違反による解除を行わない場合

4. 重大事由による解除

- 第9条

5. 特約保険料の払込み・特約の失効および同時消滅

- 第10条 特約保険料の払込み
第11条 特約の失効および同時消滅

6. 特約の復活

- 第12条

7. 特約内容の変更

- 第13条 がん入院給付日額の減額
第14条 がん入院給付金の受取人の変更

8. 特約の解約・解約返戻金額

- 第15条 特約の解約
第16条 解約返戻金額
第17条 債権者等による解約の効力等

9. 社員配当金

- 第18条

10. 請求手続き

- 第19条

11. 主約款の準用

- 第20条

12. 特則

- 第21条 中途付加の場合の特則
第22条 新特別条件特約等付加の場合の特則
第23条 主契約が無配当新医療定期保険の場合の特則

がん入院特約

1. 総則

第1条（特約の締結）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。

第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の取扱範囲内で定めます。

2. がん入院給付金の支払い・特約保険料の払込免除

第4条（がん入院給付金の支払い）

① 次表に定めるところにより、がん入院給付金を被保険者に支払います。

| | |
|---------|---|
| 1. 支払理由 | <p>被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす入院をしたときに支払います。</p> <p>イ. この特約の責任開始期^[1]以後に発病した^[2]主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定めるがん（以下「がん」といいます。）を直接の原因とする主約款に定める入院であること</p> <p>ロ. がんの治療を目的としている入院であること</p> <p>ハ. この特約の保険期間中に入院の開始があること</p> <p>ニ. 主約款に定める病院または診療所における入院であること</p> <p>ホ. この特約の保険期間中の入院日数が継続して5日以上あること</p> |
| 2. 支払額 | <p>次に定める金額を支払います。</p> <p>がん入院給付日額^[3]×入院日数</p> |

- ② 前項第1号イにかかわらず、この特約の責任開始期^[1]前に発病したがんを直接の原因として前項に定めるがん入院給付金の支払理由に該当したときは、次に定めるところによります。
- この特約の締結の際^[4]に、会社が、告知等により知っていたそのがんに関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内でがん入院給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、そのがんに関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - そのがんについて、この特約の責任開始期^[1]前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、がん入院給付金を支払います。ただし、そのがんによる症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ③ この特約の保険期間満了の時以前に開始した入院がその時以後も継続している場合は、その入院をこの特約の保険期間中の入院とみなします。
- ④ 同一のがん^[5]を直接の原因として、第1項第1号の入院^[6]を2回以上したときは、継続した1回の入院とみなします。ただし、がん入院給付金の支払われることとなった直前の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。
- ⑤ 第1項の入院^[6]をした場合に、入院開始時にかんを併発していたときまたは入院中にがんを併発したときは、入院開始の直接の原因となったがんにより継続して入院したものとみなします。
- ⑥ 転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、会社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。
- ⑦ 第1項にかかわらず、保険契約者および主約款に定める死亡時支払金受取人または特約死亡保険金受取人（死亡保険金等の一部の受取人を含めます。）が同一法人の場合には、がん入院給付金をその法人に支払います。

第5条（特約保険料の払込免除）

- 主約款に定める保険料の払込免除の理由が生じたときは、主契約の保険料払込免除の取扱いに準じてこの特約の保険料の払込みを免除します。
- この特約の保険料の払込みを免除した後は、がん入院給付日額の減額の取扱いを行いません。

3. 告知義務・告知義務違反による解除

第6条（告知義務）

この特約の締結または復活の際、会社が告知書で質問したがん入院給付金の支払理由または保険料の払込免除の理由が発生する可能性に関する重要な事項について、保険契約者または被保険者はその告知書により告知してください。ただし、医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。

第7条（告知義務違反による解除）

- 前条により質問した事項の告知の際に、故意または重大な過失により事実が告知されなかったときまたは事実でな



第4条補則

- この特約が復活された場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。
- この特約の責任開始の日から起算して2年を経過した後に開始した入院については、この特約の責任開始期以後に発病したがんによる入院とみなします。
- 第1号に定める入院中にがん入院給付日額が減額されたときは、各日現在のがん入院給付日額にもとづいてがん入院給付金額を計算します。
- この特約が復活された場合には、最後の復活の際とします。
- 医学上重要な関係にある一連のがんは、病名が異なるときであっても、これを同一のがんとして取り扱います。例えば、胃がんとその転移による肝がん等は、同一のがんとして取り扱います。
- 第2項によりがん入院給付金が支払われる入院を含みます。

いことが告知されたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。

- ② がん入院給付金の支払理由または保険料の払込免除の理由が生じた後でも、会社は、前項によりこの特約を解除することができます。この場合には、がん入院給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行いません。¹¹⁾ ただし、がん入院給付金の支払理由または保険料の払込免除の理由の発生が解除の原因となった事実によらないときは、がん入院給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
- ③ 本条によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者の住所不明等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者に通知します。

第8条（告知義務違反による解除を行わない場合）

- ① 次のいずれかの場合には、会社は、前条によるこの特約の解除を行いません。
 1. この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 2. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対して、解除の原因となる事実の告知をしないことまたは事実でないことの告知をすることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1か月を経過したとき
 5. この特約が、この特約の責任開始の日¹¹⁾から起算して、2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始の日¹¹⁾から起算して2年以内に、解除の原因となる事実にもとづいて、がん入院給付金の支払理由または保険料の払込免除の理由が生じた場合は、この特約が、この特約の責任開始の日¹¹⁾から起算して5年をこえて有効に継続したとき。
- ② 前項第2号および第3号は、その保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が解除の原因となる事実の告知をしなかったかまたは事実でないことの告知をしたと認められる場合には、適用しません。

4. 重大事由による解除

第9条

- ① 会社は、次表のいずれかの事由（重大事由）がある場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

| | |
|---------------|--|
| 1. 詐取目的での事故招致 | 保険契約者または被保険者が、この特約のがん入院給付金 ¹¹⁾ を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致 ¹²⁾ をしたとき |
| 2. 請求時の詐欺行為 | この特約のがん入院給付金 ¹¹⁾ の請求に関し、被保険者 ¹³⁾ が詐欺行為 ¹²⁾ をしたとき |
| 3. 反社会的勢力 | 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき イ. 反社会的勢力 ¹⁴⁾ に該当すると認められること ロ. 反社会的勢力 ¹⁴⁾ に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること ハ. 反社会的勢力 ¹⁴⁾ を不当に利用していると認められること ニ. 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力 ¹⁴⁾ がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること ホ. その他反社会的勢力 ¹⁴⁾ と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること |
| 4. 前号までと同等の事由 | 保険契約者または被保険者に対する会社の信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号から前号までと同等の重大な事由があるとき ¹⁵⁾ |

補 則 欄

第7条補則

[1] すでにごん入院給付金を支払っていたときはがん入院給付金の返還を請求し、すでに保険料の払込みを免除していたときは、保険料の払込みを免除しなかったものとして取り扱います。

第8条補則

[1] この特約が復活された場合には、最後の復活の際の責任開始の日とします。

第9条補則

[1] 保険料の払込免除を含みます。

[2] 未遂を含みます。

[3] 保険料の払込免除の請求の場合は保険契約者とします。

[4] 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

[5] 例えば、他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること等により、第4号の事由に該当することがあります。

- ② がん入院給付金の支払理由^[6]が生じた後でも、会社は、前項によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項の重大事由の発生時以後に生じた支払理由^[6]によるがん入院給付金の支払い^[1]を行いません。^[7]
- ③ 本条によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者の住所不明等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者に通知します。

5. 特約保険料の払込み・特約の失効および同時消滅

第10条（特約保険料の払込み）

- ① この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払いの場合も同様とします。
- ② この特約と主契約の保険料払込期間が異なるときは、主契約の保険料払込期間経過後のこの特約の保険料は、主契約の保険料払込期間中に前納してください。この場合、次に定めるところによります。
 - 1. 主契約の保険料払込期間満了の日の翌日から2か月間を猶予期間として、主約款に定める猶予期間中に保険事故等が生じた場合の取扱いに準じて取り扱います。
 - 2. この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれないときは、この特約は、その猶予期間満了の日の翌日に将来に向かって解約されたものとし、
- ③ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その猶予期間満了の日の翌日に将来に向かって解約されたものとし、
- ④ 払込期月に対応する保険料^[1]が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後猶予期間満了の日までにがん入院給付金の支払理由が生じたときは、未払込みの保険料^[1]をがん入院給付金から差し引きます。
- ⑤ 前項の場合に会社の支払う金額が未払込みの保険料^[1]に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了の日までに未払込みの保険料^[1]を払い込んでください。この場合に払込みがないときは、この特約は猶予期間満了の日の翌日に効力を失ったものとし、がん入院給付金を支払いません。

第11条（特約の失効および同時消滅）

主契約が効力を失ったときまたは消滅したときは、この特約も同時に効力を失いまたは消滅します。

6. 特約の復活

第12条

- ① 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとし、
- ② この特約の復活を承諾したときは、主契約の復活の取扱いに準じて、この特約の復活の取扱いを行います。

7. 特約内容の変更

第13条（がん入院給付日額の減額）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、がん入院給付日額の減額を請求することができます。ただし、減額後のがん入院給付日額が会社の定める金額を下回る減額はできません。
- ② がん入院給付日額が減額されたときは、減額部分は解約されたものとし、

第14条（がん入院給付金の受取人の変更）

がん入院給付金の受取人は、この特約で定める者以外の者に変更することはできません。

8. 特約の解約・解約返戻金額

第15条（特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。



補 則 欄



第9条補則

[6] 保険料の払込免除の理由を含みます。

[7] すでにご入院給付金を支払っていたときはがん入院給付金の返還を請求し、すでに保険料の払込みを免除していたときは、保険料の払込みを免除しなかったものとして取り扱います。

第10条補則

[1] 主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。

第16条（解約返戻金額）

この特約の解約返戻金はありません。

第17条（債権者等による解約の効力等）

債権者等によるこの特約の解約に際しては、主約款に準じて取り扱います。

9. 社員配当金

第18条

この特約の社員配当金はありません。

10. 請求手続き

第19条

この特約にもとづく次の取扱いは、会社所定の請求書およびその請求手続きに必要な書類^[1]を会社に提出して請求してください。

1. がん入院給付金の支払い
2. 特約内容の変更

11. 主約款の準用

第20条

この特約に別段の定めのないときは、主約款を準用します。

12. 特則

第21条（中途付加の場合の特則）

- ① 主契約締結後においても、保険契約者から申出があり会社が承諾したときは、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
- ② 中途付加は、次表に定めるところにより取り扱います。

| | |
|-----------|---|
| 1. 責任開始期 | 会社は、中途付加を承諾した場合には、次のいずれか遅い時からこの特約における責任を負います。この場合、この特約の責任開始の日を「中途付加日」とします。 イ. この特約の第1回保険料および会社の定める金額を受け取った時 ロ. 告知が行われた時 |
| 2. 保険料の計算 | この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日 ^[1] における被保険者の年齢により計算します。 |

第22条（新特別条件特約等付加の場合の特則）

新特別条件特約または特別条件特約に定める特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合、被保険者が会社指定の期間中に行った入院に関しては、次に定めるところによります。

1. 特定部位に生じたがんによる場合は、がん入院給付金を支払いません。
2. 会社指定の期間満了以前に開始した入院が会社指定の期間の満了後も継続している場合、その満了日の翌日からの入院日数が継続して5日以上あるときは、前号にかかわらず、その満了日の翌日からの入院に対してがん入院給付金を支払います。
3. 特定部位以外の部位に生じたがんを併発した場合、その併発日以降のそのがんによる入院が継続して5日以上あ



第19条補則

[1] 請求権者であることを証する書類、がん入院給付金の支払理由が生じたことを証する書類その他の請求手続きに必要な書類のうち、会社が提出を求めるものとします。

第21条補則

[1] 中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日とします。

るときは、第1号にかかわらず、その併発日以降の入院に対してがん入院給付金を支払います。^[1]

第23条（主契約が無配当新医療定期保険の場合の特則）

この特約が無配当新医療定期保険に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。この場合、この特約に新特別条件特約または特別条件特約が付加されているときは、次表に定めるところによります。

| | |
|------------------------|---|
| イ. 特別保険料領収方法が適用されている場合 | 更新前のこの特約と同一の条件を付加して更新するものとし、更新後のこの特約の特別保険料は、更新日における被保険者の年齢および更新後のこの特約の保険期間にもとづいて計算します。 |
| ロ. 特定部位不支払方法が適用されている場合 | (1) 主契約の保険期間満了の日前までに会社指定の期間が満了しているとき 更新後のこの特約には更新前の特定部位不支払方法は適用されません。 (2) 主契約の保険期間満了の日前までに会社指定の期間が満了していないとき 更新前のこの特約と同一の条件を付加して更新するものとします。 |
| ハ. 特定状態不支払方法が適用されている場合 | 更新前のこの特約と同一の条件を付加して更新するものとします。 |

2. 前号にかかわらず、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
3. 更新後の主契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約後の年齢が81歳以上になるときは、更新後のこの特約の保険期間は、被保険者の契約後の年齢が80歳に達する日の前日までの期間とします。
4. この特約が更新されたときは、がん入院給付金の支払いに際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
5. 第2号によりこの特約が更新されないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱いに準じて、会社が定める同様の特約を更新時に付加します。この場合、がん入院給付金の支払いに際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。



第22条補則

[1] その併発したがんのみによっても入院する必要がある場合に限ります。